

甲賀市議会政治倫理審査会（第1回） 記録

会議期日	令和8年7月10日（金）
開 会	14時00分
散 会	14時51分
開催場所	甲賀市役所 第1・2委員会室
出席委員	委員長 山岡光広 副委員長 堀 郁子 委員 西村 慧、小倉 剛、福井 進
議 長	戎脇 浩
傍聴議員	谷永兼二、瀬古幾司、岡田重美
傍 聴 者	3名
事 務 局	事務局長 西野恵、係長 平岡鉄朗、主査 鵜飼彩香

議 長（戎脇 浩） それではみなさん、改めましてこんにちは。

政治倫理審査会第1回をこれから始めさせていただきたいというふうに思います。

まず冒頭、委員の皆様方には、大変、6月の定例会閉会の後、こうして、またご足労おかけいたしますこととお詫び申し上げますとともに、お礼を申し上げたいと思います。

まず、これまでの経緯を少し振り返らせていただきたい、というふうに思います。

今年度、令和8年6月12日に政治倫理基準等違反審査請求書が本職に提出されまして、同日受理をいたしました。

その後、6月18日、条例に基づき、議会運営委員会にまずご報告をさせていただき、併せて、議会運営委員会の会議結果として、全議員にこの事をお知らせをしたというところでございます。

その後、6月25日に、政治倫理審査会、本会を設置をいたしました。そして、審査請求事案の審査を付託したという状態でございます。

審査会の組織としては、各会派から1名ずつ、また会派に所属しない議員の中から1名の議員を私のほうで皆様方を指名させていただいたというところでございます。

また、同日に全員協議会でその旨を、議員の全員にお知らせをし、説明をさせていただいたというところでございます。

それをもって、本日皆様方にお集まりをいただき、この後、本日は委員長の人事と、また今後の審査会の進め方等をご審議いただくというようなこ

とになろうというふうに存じます。

また、お願いでございますけれども、定例会の最終日のご挨拶で申し上げましたとおり、本審査会は議員の発言に関する法的責任や事実関係の当否を判断するものではなく、議会の品位及び委員としての言動のあり方について確認することを目的とするものでありますので、その点もご承知おきいただきたいとともに、条例上、審査会は公平かつ、不偏の立場でその職務を遂行しなければならないと規定されておりますので、そのことを念頭において、今後の審査に向かっていただきたいということをお願い申し上げます。

また、日程でございますけれども、これもまた委員長のもとで、皆様方でご協議いただくことではございますが、審査結果の報告を私にいただくことに関しましては、「付託を受けた日から60日以内に行うよう努めなければならない」、あくまでも努力義務でございますので、期限が切られているものではありませんけれども、そのような定めになっておりますので、そのことも念頭に置きながらではありますけれども、いずれにしても、慎重な審査を皆様方にはお願いしたいと存じます。

また、忙しい思いをさせますけれども、くれぐれもどうぞよろしく願いしたいと思います。

以上ご挨拶とさせていただきます。お願いします。

それでは、着座の上、進めさせていただきます。

まず、先ほど申し上げましたとおり、今後は委員長さんになりますけれども、まだ不在でございますので、本日は招集権者の私の方で招集をさせていただき、また、冒頭は進行をさせていただきたいというふうに思います。その上で、まず委員長の選任をする必要がございます。

条例第7条第4項に、「審査会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く」と規定されています。まず委員長の互選について、皆様方にお諮りしたく存じます。どのように決めればいいのか、ご意見いただければありがたいです。

（「議長一任」の声あり）

議長（戒脇 浩） 一任のお声もいただきました。

小倉委員。

委員（小倉 剛） ここはやっぱり期の長い、私個人的には、一番期の長い山岡さんに委員長をお願いしたいのですけれども。

議長（戒脇 浩） 議長一任の声もいただきました。今私も、もしも一任ということでしたら、今、小倉委員から、お話があったようにやっぱり少し普段の委員会等とは違いますので、経験もやっぱり踏まえて、進行していただければありがたいと思いますので、今、小倉委員からご推薦のあった、山岡議員で皆様方ご異議なければ、山岡委員を互選の形として、お願いしたいというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（戎脇 浩） はい、ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので、山岡委員を委員長というふうにさせていただきたいと存じます。念のために、再度、採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

議長（戎脇 浩） はい、ありがとうございます。全員一致で山岡委員に委員長をお願いします。委員長として選任されましたので、ここからは、山岡委員長に進行をお願いしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

（委員長、委員長席に着座）

委員長（山岡光広） それでは、改めまして一言ご挨拶させていただきます。第1回の政治倫理審査会に当たりまして、皆さんから重責を預かる委員長ということで、選任していただきました山岡です。

議長が先ほどおっしゃったように、請求をした会派だからということだけの問題ではなくて、それぞれの皆さんが、文字どおり、公平な立場で審査していただきますように、まず冒頭をお願いしたいと思います。

政治倫理審査会が甲賀市議会で開かれるのは、令和元年に申請がありましたけれども、2回目ということになります。

度々あってはならないことだと思いますけれども、政治倫理条例に基づきまして申請が請求されましたので、本日こういう形で審査会を持つことになりました。

議長がおっしゃったように、今後非常に短期間に審査をしていただき、そして報告をまとめるということになります。

お盆の時期も挟みますので、皆さん多忙な時期だと思いますけれども、どうぞご協力いただいて、スムーズに、しかも的確に審査が進むようによろしくお願いします。よろしくお願いします。

それでは続きまして、副委員長の互選を行いたいと思います。

互選の方法について、どのようにしたらいいか、お諮りをしたいと思います。

（「委員長一任」の声あり）

委員長（山岡光広） ありがとうございます。それではただ今、委員長一任の声がありましたので、指名推選によるものとし、私から指名することにしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山岡光広） ご異議なしと認めます。よって、私から副委員長に堀郁子委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山岡光広） 異議なしと認めます。それでは副委員長に堀郁子委員が選出さ

れました。それでは、副委員長から一言。

副委員長（堀 郁子） 改めまして皆様こんにちは。この度、副委員長の重責を担わせていただきます、堀郁子でございます。委員長を支え、粛々と審査会を進めていけるよう、尽力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（山岡光広） それではこれより進めたいと思いますが、議長多忙な中ですので、これで退席をされます。ありがとうございました。

議長（戎脇 浩） どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

（議長退席）

委員長（山岡光広） それでは皆さんのお手元に次第があります。その次第に基づきまして、基本的には進めたいというふうに思います。まず、1つは、審査請求事案の確認ということですので、事務局にその朗読をお願いしたいと思います。

どうぞ。

事務局長（西野 恵） 政治倫理基準等違反審査請求書。

甲賀市議会議員政治倫理条例第5条1項の規定により、審査を請求します。1、審査請求の対象となる議員 糸目仁樹議員。2、審査請求の議案の内容 （1）令和8年第2回甲賀市議会定例会の一般質問通告書及び、令和8年2月27日の令和8年第2回甲賀市議会定例会一般質問において、他人の私生活における不確定な事案を断定した内容を記載し、その旨の発言を行った。（2）令和8年2月27日の令和8年第2回甲賀市議会定例会一般質問において、間接的な要素を複数列举して、個人を特定し得るような状況を作り、個人攻撃ともとらえられるような発言を行った。審査請求の理由、審査請求事案は、甲賀市議会議員政治倫理条例第3条第8号に「市民全体の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その責務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと」という規定に違反するものと思われる、審査請求するものである。そもそも地方議会議員は、「憲法で定められた地方公共団体の議事機関である地方議会の構成員として、当該地方公共団体の住民による直接選挙で選出され、議会本会議や委員会等における自由な討論、質問・質疑等を通じて、当該地方公共団体の住民の間に存する多元的な意見や諸々の利益を、当該地方公共団体の意思形成・事務執行等に反映させる役割を担っているのであるから、地方議会の議員には、表現の自由及び参政権の一態様として、地方議会等において発言する自由が保障されていて、議会等で発言することは、議員としての最も基本的、中核的な権利というべきであるとされており、議会における議員の発言自由は、原則的には保障されている。一方で、地方自治法132条、甲賀市議会基本条例及び甲賀市議会会議規則に基づき、無礼な言葉の使用、他人の私生活への言及、人身攻撃、議題外の発言は禁止されている。その上で、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を

保持しなければいけないとされており、関係する例規に違反すれば、その発言は許容されず、制約が生じ、場合によってはその議員の資質を問われる。実際に、第2回甲賀市議会定例会において、審査請求対象議員が、一般質問として行った一連の言動は、一般市民を特定し、不確定な個人のプライバシーに関わるものであったと捉えている。また、自治振興会等規則では、自治振興会は「自主的に組織された住民組織」とであると定義しているにもかかわらず、その性質を誤認して発言したことは、一般質問にはそぐわないものであったと思われる。以上のように、本件の対象議員の一連の言動については、関係例規に違反する可能性があり、具体的項目としては、下記の点から審査を実施する必要があると考える。まず、(1) 一般質問通告書の提出にあたって、「会長が公金の不正受給をした」と記載していること。また、一般質問の発言において「自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事に対する」と発言したことについては、本市の事務に関わらない他人の私生活且つ当該時点での不確定事案について対象議員が明確な根拠を持たずに記載・発言したこととなり、法第132条、条例第19条及び規則第151条に照らし、関係例規に違反する疑いがある。最後に、(2) 一般質問において、対象議員は地元の方々が傍聴に来られていることを言及し、本市の自治振興会、まちづくり協議会の会長が、国庫補助金の不正受給に関わった可能性があるということに関して、新聞報道の内容を詳細に説明することで、その個人を特定し得る状況を作り、個人攻撃ととれるような発言をしたこと及び、憶測で当該会長が自治振興会・まちづくり協議会の公金を不当に私的流用し、今後もされる恐れがあると言及したことは、法第132条、条例第19条及び規則第151条に照らし、関係例規に違反する疑いがある。以上、対象議員の行動に対し、審査請求を行うものである。

委員長（山岡光広） ありがとうございます。ただいま事務局の方から政治倫理基準等違反審査請求書について朗読をいただきました。基本的にはこの時点をもって、この請求書を公開をしたいというふうに思います。

後刻事務局からホームページに掲載をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は第1回の審査会ということですので、今後の大まかな日程と、それから審査にあたっての基本的なスタンスというか考え方について、共通認識を持ちたいというふうに思っています。

ですので、資料の2をアップしていただきますでしょうか。

今タブレットに資料の2をアップしていただきました。

政治倫理審査会の進め方についての案ということで、記載されています。

それに基づきまして、幾つかちょっと確認もしたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それぞれアップしていただいた資料を見ていただいていますでしょうか。

まず今後の政治倫理審査会を進めるにあたっての基本点ということで書

いています。

1つは、審査会の組織は第7条で、委員の任期は、当該審査が終了するまでということになっています。

後に議長に、結果の報告をしなければならないわけですが、結果の報告をした時点で解散ということになります。

2つ目は、審査会の会議の運営が第8条で記載をされています。

1つは、委員の3分の2以上をもつての出席をもつて、成立をするということになっています。

それから、会議の議事そのものは、出席委員の過半数で決するというものになっております。5人が委員でありますので、仮に可否同数の場合は、委員長が決裁するということになっています。それからもう1つは、会議は原則公開とするということになっていますが、ただし委員長は会議に諮って非公開にすることができると、いう規定になっています。

ここでお諮りをしたいと思います。

会議は公開としたいと、いうふうに思いますけれども、その点、皆様のご意見をいただいて、確認をしたいと、思いますけれどもどうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山岡光広) そしたら、会議は公開としたいと思います。

ただ事案が、事案ですので、それぞれの発言については、十分ご留意をいただいて、ご発言いただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

それからその次は、審査請求に関する調査を行う場合に、請求人及び対象議員以外にも、識見の皆さんから意見を聞くことができるという条項があります。

これについては、もし必要ということであれば、私の方に申し出ていただいて、諮って、その後に対応したいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、審査請求者及び審査対象議員は、審査会から会議への出席の要請、審査に必要な資料の提出、その他の協力を求められたときはこれに従い、かつ誠実に応える義務を負うということになっています。

これについても、今後、対象の議員、請求人から、意見を聴取することになりますけれども、その際に、こんな資料があったらいいなというようなことがありましたら、事前に私の方に申し出ていただきまして、必要な手続きを取った上で、該当する皆さんに資料の提供を求めたいというふうに思いますので、この点もよろしくお願いしたいと思います。

それから、審査そのものですが、先ほどの冒頭のところにありますように、公平かつ不偏の立場で、その職務を遂行しなければならないということになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

大きい3つ目は、会議の記録についてお諮りをしたいと思います。

会議録については、随時公開するのか、まとめて公開するのか、というこ

とです。

会議そのものが、原則公開ということで、先ほど確認をしていただきました。

その会議録についても、当然のことながら公開ということになるわけですが、それを随時公開するのか、まとめて公開するのか。ということをお諮りしたいと思います。

審議の作業上ということもありますので、可能ならば、まとめて公開したいというふうに私は思うんですけども。皆さんのお考えというか、ご意見を頂戴したいと思います。

西村委員。

委 員（西村 慧） 私も委員長がご提案いただいている通りですね、事務的なこともあるんですけど、随時公開すべきかなというふうに思います。

委員長（山岡光広） 私は違う。

委 員（西村 慧） 私はですね、事務的なものがあると思うんですけども、公開というところで市民の皆さんにも的確に迅速に、どういうスケジュールで進捗しているかというところを確認いただければと思います。

可能であれば、随時公開していただくべきかなと思います。

委員長（山岡光広） 西村委員からそういう意見が出ました。小倉委員どうぞ。

委 員（小倉 剛） 私はどちらかというと、まとめて公開するというか、中間的なところで公開する。

例えば、随時公開するといった場合に、タイムラグはどれぐらいなのか。

委員長（山岡光広） 今後日程をこれから決めていただくんですけども、冒頭議長からお話がありましたように8月27日から9月議会が始まります。可能ならば、その9月議会の始まるまでに、議長に報告をしたい。つまりまとめて報告したいと。こういうことになりますと、非常にタイトな日程になるということです。

原則公開で議事録とこうなりますと、それぞれの皆様のご発言の中身もちよっと検証しながら、確実にきちんとかいいう発言したということも、議事録そのものを精査するという時間もあります。

その次の、その次のっていう会議とのいわば経過もありますので、そういう意味で、可能ならば、他のところの会議とは違って非常に2ヶ月の間で、その全体を進めていかなければならないということもありますので、できたら、いま小倉委員も言われたように、まとめてという方が、いろんな意味で、しやすいかなと。

会議そのものは公開ですので、会議に傍聴に来ていただくというのは、もちろん可能ということですので、議事録そのものについてはそういうふうに取り扱っていければ、非常にありがたいなというふうに思います。

西村委員。どうぞ。

委 員（西村 慧） 今の、委員長と小倉委員のご発言を聞かしていただきましてで

すね、60日という限られた期間での審査ですので、まとめて公開というところで賛同させていただきます。そのまとめた、議事録も可能な限り早くというところをお願いしたいというふうに思います。

委員長（山岡光広） そうしたら、よろしいですかね。

それではできるだけ早いスピード感を持って対応するということを前提にしながらも、記録については、全体をまとめたときの公開ということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

その次、4つめは、委員の守秘義務っていうのが、第17条にあります。委員は、審査請求に係る事案の審査において知り得た秘密を漏らしてはならない、と。またその職を解いた後も、同様とするという項目がありますので、その点はお互いによりしくお願いしたいというふうに思います。

それから、5つ目に書いているのは、この審査結果で、違反の事実があった場合、11条にあるわけですがけれども、その11条のところでは次に掲げる措置のうち、議会が講じるべき措置について意見を付さなければならない、ということで、1から6まで記載をされています。

こういう視点で報告をしなければならないということですので、思っといってください。

それからその上で、ちょっと幾つか、もう一度確認したいことがあります。

審査請求者及び審査対象議員に対して、意見や事情を聴取のために本審査会への出席を求めたいというふうに思います。

審査請求者、及び審査対象議員に出席要求をすることについて、賛成の方については挙手を願いたいというふうに思います。

（賛成者挙手）

委員長（山岡光広） はい。全員賛成ですので、よろしくお願いします。小倉委員。

委員（小倉 剛） ちょっと4番に戻りますが、守秘義務のところですね。

委員は、守秘義務にあたると。

これ公開なので、例えば今日も傍聴の方、たくさん来られていますけれども、その点は例えば、傍聴に来られた方にも、これは守ってもらうというのか、例えば、大事なものを見て、しゃべっている間に、公開の場なので聞かれていますよね。そういうことは、どういうふうな扱いになるんですか。

委員長（山岡光広） まず私の思いですけど、基本は公開原則です。

ただしその中には、事案が事案ですので、不必要なっていうか、個人を特定するようなこと、あるいはそこに関連するような発言が起こり得る可能性があります。

それについてはここでそういう意見交換をするということもあり得ることやと、いうふうに思います。

ここで規定しているのは、委員に対して規定していることということで、それを傍聴されている皆さんを制限するということでは決してない。ただし、委員会そのものは必要な場合においては、非公開とすることが

できると、先ほどありましたように、状況を判断して私の方で、原則公開なんだけれども、必要な時点については、つまりおっしゃるような事案が出てきたようなことがあるとしたら、私の方で非公開とするということでお諮りをして、非公開とする。

その場合は、この委員だけが聞くことができるということになるかどうかと思いますので、原則公開で、ただし状況によって非公開とすることもあり得るということだというふうに思います。よろしいでしょうか。

そしたら、それぞれの皆さんの出席の要請については議会事務局を通じてお願いをしたいというふうに思います。

それから進め方の中でね、今後ですけれどもこれから2回目3回目の委員会の中で、請求人及び対象議員から意見を聞かせていただきます。

聞かせていただいた後で、そこはそこでいったん終わって、それからフリーで、討論をするというか、意見交換をするというか、そういう形式を取りたいなというふうに思ってるんです。

審査会は審査会で1回閉じます。で、いわゆる通常の委員会の、委員会協議会みたいにして、皆さんが自由に意見交換する、共有するというような形を取りたいなというふうに思っています。

ですので、そのところはあくまでも委員会協議会ということですので、このメンバーで委員会協議会をさせていただく、というふうにできたらなと思っていますので、またそれはその時にお諮りをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは改めてお勉強会みたいなことになりますけれども、改めて政治倫理とは何かっていうことが、甲賀市議会議員政治倫理条例のところに書かれています。

タブレットにありますように、前文には甲賀市議会が目指している、市民に開かれた議会づくりは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものであると。

そのためには、議員は市民の代表であることを自覚し、市民の負託に応え得る使命感と、自ら考える明確な政治倫理基準に基づいて、誇りと自信を持って市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要であると、ここに甲賀市議会は、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定するというのが、前文に書いています。

政治倫理条例を制定するときの、文字どおり、基軸になる部分です。

そして、目的の第1条のところでは、甲賀市議会議員が議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する基本事項について、甲賀市議会基本条例第19条の規定を補完する条例として、定めることにより、市民全体の代表として高い倫理感が求められていることを自覚し、良心及び責任感をもって、その責務を果たし、議員と市民の信頼関係を構築し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とすると、いう項目が目的になっています。

す。

それで、第2条のところには、議員は市民の負託を受けた代表である自覚及び、品位の保持に努め、自らの行動を厳しく律し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

議員は、政治倫理に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、みずから率先して、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない、というのがあります。

4つ目に、第3条で政治倫理基準というのがあります。

ちょっとその部分は割愛をしたいと思いますが、読んでいただいたらその通りです。

それで、先ほど、審査請求書を読み上げていただきましたけれども、3ページ目にありますように、どこにいわば違反するのかということが、その次のページのところに一応書かしていただきました。

申請人は、谷永兼二議員と出口雅之議員、木村眞雄議員の3名です。

審査対象となったのは、糸目仁樹議員です。

それで違反の根拠法及び条例については、地方自治法132条、これは品位の保持ということことです。

議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

それから甲賀市議会基本条例の第19条。これも引用されました。

議員の政治倫理という部分です。

市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚をし、良心と責任感を持って、議会の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

それから、甲賀市議会会議規則151条のところには、品位の尊重というところがあります。この点も指摘をされています。

つまり議員は議会の品位を重んじなければならないということことです。

さらに、甲賀市議会議員政治倫理条例第3条、政治倫理基準の遵守第8号、市民全体の代表者としてその品位を損なう一切の行為を慎み、その責務に関し不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと。

こういった点が問題点だということで、請求人から指摘をされているところなんです。

今後こういったところに基づきまして、対象議員に意見を聞いていくということにしたいと、いうふうに思います。

ここまでのところで、特別に何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長(山岡光広) いいですか。

それでは今日は、今後の進め方の大まかな日程についてご相談をさせていただきたいというふうに思います。

まず今日、今後の進め方のところにありますように、7月10日午後2時

から、今日第1回目の政治倫理審査会を開かせていただいております。

第2回の政治倫理審査会については、7月13日の月曜日、午前9時半から、請求人3名からご意見を伺いたいというふうに思っています。

13日、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長(山岡光広) よろしくお願ひしたいと思います。

もちろんこの中では、請求人から請求事案の根拠をお伺いするという形をとりたいというふうに思っています。

なお、請求人からご意見をいただくのですけれども、共通する、3点かそのぐらいに絞った形で、私の方から、まず最初に、こういう点はどうか、こういう点はどうかということで、請求人にお話をお伺いして、それらも含めて、皆さんからご意見をいただくという形をとりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、第3回目の政治倫理審査会の日程です。

これは対象の議員から、弁明を伺う、意見聴取をするということになっています。

7月24日の金曜日、午後1時から、というふうにしたいと思います。この日は市議会の全員協議会がある予定になっています。その日の午後に、第3回目の政治倫理審査会を開きたいというふうに思いますけれども、ご都合よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長(山岡光広) はい。一応対象議員にもお伝えしてこの日は、了解を求めているということを申し添えたいと思います。

それから、第4回目の政治倫理審査会ですけれども、今回申請の請求書のところにもありますように、質問の通告書が提出され、その通告書に基づいて、一般質問をされました、ということもありますので。議長並びに議会事務局にも、この件に関して、どういう経過であったのかということについて意見をお聞きする場を、29日に設けたいと思っているのですけれどもいかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長(山岡光広) そしたら、第4回目の政治倫理審査会は、7月29日午前9時半から、ということにさせていただきたいと思います。

その後の委員会については、まだ日程の調整ができておりません。

できれば、この第4回目の政治倫理審査会で一応の聞き取りが、区切りをつけられるということになりますので、その区切りをつけた中でのこの意見聴取をまとめて、その次どうするのかということについては、5回目6回目については、その中身の議論に入りたいと思います。

ただ、お盆の時期、諸行事の時期が重なってくるので、日程の調整だけ今

日であれば、やっていきたいと思っています。

7月29日が第4回目ですので、8月のお盆までに1回、お盆を開けて1回と、こういう形をとりたいなと思っていますけど、皆さんのご都合をお聞きしたいと思います。

(委員長から各委員の日程を聞き調整)

委員長(山岡光広) そしたら、申し訳ないのですが、まず、8月7日9時半から、いうことで、設定をお願いします。

第6回目の政治倫理審査会については、お盆明けということにしたいと思うんですが、お盆明けということになりますと、12、13、14がお盆休暇です。

(委員長から各委員の日程を聞き調整)

委員長(山岡光広) そうしたら、8月18日午後2時からということで、したいと思います。

全く日程通りにはいかないかも知れませんが、おおよそですけどそこにありますように、そのぐらいのいわば回数を重ねて、一定の結論を付けたいなということです。一回一回の審査会については、十分煮詰めた形で皆さんのご意見をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それらを踏まえて、政治倫理審査会としての結論を出して、それで議長に報告すると。可能ならば、本会議が始まる27日までに、それを行いたい。

結論が、期日が先にあるのはいかがなものかなと思いますけれども、おおよそそのような日程で進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

全体的にはそういう方向でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長(山岡光広) なお今日も、記者の方も含めて傍聴の方がお越しにいたっています。傍聴の規則については、通常の本会議での傍聴規則に準ずるという形にしたいというふうに思っています。

それから今後、対象の議員及び請求人及び議長、議会事務局から、意見をお聞きするという場があるんですけども、マスコミの皆さんにはご協力をお願いしたいのですが、今後写真の撮影は、最初るときだけをお願いしたいなと。

会議そのものを集中させるということもありますので、その点にご協力をお願いしたいなというふうに思います。

議会事務局他に何かありましたか。

事務局長(西野 恵) 当初の予定は、今日は第3委員会室が使えないので、第1・2でさせていただいているのですが、今後、この第1・2でさせていただくのか、あるいは第3委員会室でさせていただくのかというところはどうぞさせていただきます。

委員長（山岡光広） それ、皆さんにお諮りをしたいと思います。

広いか狭いかということぐらいで、中身が変わるわけではありませんので、その事務局の配慮は傍聴人がどれだけ来られるのかと、傍聴人の方がもし多数おいでになるということであれば、ここの第1・2の会場の方がいいのではないかという配慮での発言だと思いますけど。

どうぞ福井委員。

委員（福井 進） 図書室等、夏休み市民に公開してあるので、ちょっとそういうことも配慮いただけたらと思います。

委員長（山岡光広） 西村委員。

委員（西村 慧） 福井委員はおそらく、その前を通られるっていうことをご心配されたかと思うのですが、この会は原則公開というところでもあり、2回目というところで傍聴の方も多く予想されるのであれば、大きいこの第1・2委員会室を、空いているのであれば使われるべきかというふうに思います。

委員長（山岡光広） そうしたら、いいですか。

会場の都合ももちろんありますけれども、基本的には、ここの第1・2をお借りして、審査会を行うということであれば、傍聴の方も一定入っていただくことが可能だということです。

実際、第3委員会室であれば傍聴人を制限するということも起こり得る可能性がある。そんな大挙してこられるかどうかわかりませんが、そういうことが起こり得る可能性があるということです。スムーズな運営に努めるということです。こちらの会場で、審査会を行うと、今後。ということにしたいというふうに思います。

以上でいいですかね。

そうしたら、予定していた議事については、以上です。

次の審査会は、今日金曜日ですので、次の月曜日ということになります。月曜日の日には、請求人から意見をお聞きするということになりますので、改めてこの請求書そのものをもう1回ご一読いただいて、どこでどういうふうな思いで審査請求を出されたのかと、この点を聞きたいということについてはぜひまとめていただいて、当日に臨んでいただきますようお願いしたいなと思います。

他に、もしなければ。

では副委員長、挨拶をお願いします。

副委員長（堀 郁子） 本日はありがとうございました。

本当にこの政治倫理審査会の、8月末までには結果を1つ出していくのですけれども、この政治倫理審査会自体がすべての議員を含めて、この甲賀市議会、また、甲賀市民のすべての人に、寄与できるようにして参りたいというふうに思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

委員長（山岡光広） そしたら、今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
うございます。

これをもちまして第1回審査会を散会したいと思います。

（散会 午後 2時51分）

上記記録は、甲賀市議会議員政治倫理条例第10条及び甲賀市議会委員会条例第30条第1項の規定により作成したもので、その内容が正確であることを証する。

甲賀市議会政治倫理審査会 委員長 山岡光広